

公 示 送 達 書

次の書類（通知書）は、送達を受けるべき住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び中標津町町税条例（昭和56年条例第28号）第18条の規定により公示する。

なお、この書類は中標津町役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月27日

北海道標津郡中標津町長 西 村



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
1	令和8年度 軽自動車税納税通知書	山口 卓
2	令和8年度 軽自動車税納税通知書	和田 登
3	令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	菊池 仁
4	令和8年度 町民税・道民税・森林環境税納税通知書	津田 憂大
5	令和8年度 町民税・道民税・森林環境税納税通知書	NGUYEN HONG THEM
6	令和8年度 町民税・道民税・森林環境税納税通知書	VU HONG PHONG
7		
8		
9		
10		
＜備考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものみなされます。		